

(参考様式第9号の2)

令和8年度支援業務に係る事業計画
令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

(法人の名称)

特定非営利活動法人ホームレス支援福岡おにぎりの会

1 事業実施の方針

野宿生活を余儀なくされている人々に対し、その生活支援、自立支援および社会的処遇改善に関する事業を行うことを以て、社会福祉の向上を図る。

2 事業の実施に関する事項

業務種別	業務内容 (住宅確保要配慮者から対価を得て行う場合においては、当該業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項について記載してください。)	実施予定場所	従事者の予定人数	対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額 (千円)
法第62条第一号に掲げる業務	実施予定なし				
法第62条第二号に掲げる業務	・住まい探しに関する相談 ・入居までの宿泊支援 ・不動産店との連絡調整、店舗や内覧への同行	・事務所 ・ネットカフェ、ホテル等 ・不動産店	事務局3名	住宅確保要配慮者約60名	5,424千円
法第62条第三号に掲げる業務	・定期的な訪問による見守り ・入居後の生活相談や、買い物同行などの日常生活支援	・事務所 ・支援対象者宅	・事務局3名 ・ボランティア約10名	約150名	3,969千円
法第62条第四号に掲げる業務	・賃貸人に関して、必要に応じて電話等による相談対応を実施	・事務所	事務局3名	不動産管理会社、オーナーなど	なし
法第62条第五号に掲げる業務	実施予定なし				
法第62条第六号に掲げる業務	実施予定なし				

<p>連携内容① 地方公共団体との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福岡県居住支援法人連絡協議会・福岡市居住支援法人連絡協議会への参画 地方公共団体が運営する居住支援法人連絡協議会等に参画し、各種法令改訂に対して適切に対応を行ったり、連携先となる居住支援法人と協議を行ったり、ケースの受任などを行っていく。 ●福岡県内の生活保護課等との連携 主たる連携先として、福岡市各区、福岡県内の生活保護課があり、必要に応じて保護課からの依頼を受けて居住相談を受任し、入居前支援を行っていく。その他、地方自治体の住宅相談窓口にも広報をしていき、必要に応じて入居前支援を受任していく。
<p>連携内容② 要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携・協働に向けた取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各社会福祉機関等との連携 地域の社会福祉協議会や、地域包括支援センターなどにも広報をしていき、必要に応じて入居前支援を受任していく。 ●地域における住宅確保要配慮者向けの住宅提供者の発掘 地域の不動産管理会社や、物件オーナー等に対して、居住支援に関する説明等を積極的に行っていく、住宅確保要配慮者向けの住宅提供者を発掘していく。
<p>人材育成 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する取組について記載してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉系国家資格有資格者による生活相談指導 福祉系国家資格有資格者による面接技法指導や、障害福祉や高齢者福祉など社会福祉に関する知識教育、関係機関との連携に関する教育、個人情報取り扱いに関する教育等を行っていく。 ●居住支援法人連絡協議会等が実施する研修会への参加 地方公共団体が運営する居住支援法人連絡協議会等が実施する居住支援に関する研修に参加していく。

(備考)

- 1 2については住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 62 条各号に掲げる業務毎に、業務内容、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数、事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 2 2のうち「支援対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な支援対象者及び予定人数を記載する。
- 3 法第 62 条各号に掲げる業務のうち、実施予定がない業務については、「予定なし」の旨を記載する。
- 4 必要に応じて、欄を広げて記載する。